

社会保障に関する要望書

要 望 事 項	回 答
<p>1. 行政のあり方について</p> <p>① 東日本大震災被災自治体への支援内容及び実績を明らかにするとともに被災自治体を支援するために通年で職員派遣を行うこと。さらに、避難者受け入れ数と、生活保護申請・受給、介護保険申請・受給などの実績を明らかにすること。</p>	<p>① 東日本大震災被災自治体への職員派遣の内容ですが、これまで本市から岩手県へ、総数で29人を派遣している。</p> <p>詳細につきましては、まず、消防援助として、ポンプ隊5人、救急隊3人を、3月11日から3月15日まで、及び3月13日から3月20日までの2回にわたり派遣している。</p> <p>次に、事務職の食料物資応援として、1人を3月26日から3月31日まで派遣している。</p> <p>次に、水道の応急給水として、2人を、4月4日から4月11日まで、及び4月19日から4月26日まで、及び5月4日から5月11日まで、及び6月3日から6月10日まで派遣している。</p> <p>また、土木職の瓦礫撤去指導として、1人を、4月18日から6月13日まで概ね2週間交替で派遣している。</p> <p>なお、今後の派遣につきましては、岩手県へ、土木職による瓦礫撤去指導として平成24年3月15日まで派遣する予定で、3か月間従事する職員が2人、2週間従事が7人、1週間従事が1人としております。事務職による事務従事として、8月30日から9月15日まで1人を派遣予定となっている。</p> <p>次に手話通訳1人を6月24日から6月30日まで宮城県に派遣予定となっている。</p> <p>今後につきましては、被災地からの派遣要請があった場合は、所属や職員の希望も検討しながら、積極的に職員を派遣していきたいと考えている。</p> <p>また、通年での職員派遣については、被災地の被管の状況を考え、可能な限りの支援、また、職員派遣についても可能な限り対応していきたいと考えている。</p> <p>今後は、短期の派遣から、中長期にわたる人的支援の要望が主となってくることから、被災地への支援を希望する職員及び所属長の意向を十分に確認したうえで派遣を決定していきたいと考えている。</p> <p>関係課、介護保険サービス事業者等と連携し、介護保険申請・受給などの実態把握に努めていく。</p> <p>実紙別紙のとおり</p>

① 人事課  
危機管理課  
福祉政策課  
高齢介護課

要 望 事 項	回 答
<p>②住民に対して責任ある仕事ができるよう非正規(非常勤・嘱託・アルバイト・パート等)ではなく正規職員の増員を行うこと。また、住民の立場からは正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じく研修を行い、住民に不利益を与えないこと。</p> <p>③大阪府からの権限移譲については、体制が整っていないもとの受託はせず拒否すること。</p> <p>2. 国民健康保険・後期高齢者医療・健診について</p> <p>①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、協会けんぽ保険料なみの払える保険料にすること。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困難」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の現物を当日お渡しください。)</p> <p>②資格証明書発行をやめるとともに貧困を作り出す差し押さえをしないこと。短期保険証の長期未交付(留め置き)は厚生労働省通知どおり行わないこと。高校生世代までのことにも対しては1年間の保険証を確実に届け、万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。</p>	<p>② それぞれの職の特性に応じて、住民に対しての責任を明確にできるよう、適切に職員を配置していく。</p> <p>③市では、市民に最も身近な基礎自治体として、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざし、より一層の市民サービスの向上を図るため、府からの事務移譲を積極的に受けていく。</p> <p>なお、事務移譲を受けるにあたっての必要な体制については、府や関係課とも調整を図りながら、整備している。</p> <p>2</p> <p>①高齢化の進展等により医療費が年々増嵩しており、国保財政はますます厳しい状況となっている。本市の場合、予算編成時において医療給付の安定のため、一般会計も非常に厳しい中、許せる限りの繰入を行ったうえで、被保険者のみなさんにも相応の負担をお願いしている。</p> <p>保険料の減免については、失業や疾病といった前年と比較して収入が著しく減少している申請世帯の個別状況に応じて行われるべきであり、公平性確保の観点からも特定の世帯に対して一律に適用すべきでないと考えている。また、一部負担金減免については、平成22年9月に示された国の基準に基づき本市要綱を改正し平成23年4月1日から実施したところである。</p> <p>なお、市ホームページ及び国保のてびきに掲載している。</p> <p>②国民健康保険法の規定により、災害その他特別の理由もなく保険料を1年以上滞納し続けると、資格証明書の交付が義務づけられている。差押えについても法に基づき負担の公平性の確保の観点から状況に応じて実施している。また、短期被保険者証の留め置きは行っていない。なお、高校生世代までのことにも対しては短期被保険者証の交付している。</p> <p>②人事課</p> <p>③政策企画課</p>

要 望 事 項	回 答
<p>③国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募すること。運営協議会を公開し、傍聴を認める、資料を配布すること。また、市民の意見陳述を認めること。</p> <p>④特定健診は以前の住民一般健診内容と同等のものとし費用は無料とすること。特に、がん検診等の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。</p> <p>⑤後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討するとともに短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。</p> <p>⑥大阪府広域化支援方針の内容は全国にない収納率に4つもの目標やハードルを掲げる非常に厳しいものである。さらに大阪の場合、広域化しても財政の困難さは全く解決せず、スケールメリットどころか保険料値上げや減免の廃止、健診の後退しかまねかないことを理解し、広域化に安易な期待をせず、国庫負担増など国に強く要望すること。</p> <p>3. 介護保険・高齢者施策について</p> <p>①介護保険料を引き下げる。給付見込み額に不足が生じる場合は、一般会計から繰り入れ、高齢者の保険料負担が増えないようにすること。低所得者の介護保険料を軽減するために、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する多段階化をはかること。介護保険料の減免制度を大幅に拡充すること。</p>	<p>③一般公募については、今後も研究します。運営協議会は公開とし、傍聴者用の資料も配布している。また、国民健康保険運営協議会の委員は、国民健康保険法施行令を受けて茨木市国民健康保険条例で定められているので、市民（傍聴者）の意見陳述は認めていない。</p> <p>④特定健診では市が独自の検査項目を追加し、従来と同等の健診を実施している。胃がん・肺がん・大腸がん検診については、特定健診受診時に同時受診できるように対応している。 健診にかかる自己負担は、受益者負担の立場から、無料にする考えはない。 ただし、がん検診等については、70歳以上、生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方は、無料で受診可能。</p> <p>⑤保険料の減免は保険者である広域連合が行うものであり、市は減免する立場にない。また、短期保険証・資格証明書についても保険者である広域連合が交付するものであり、市にその権限はない。ただし、大阪府広域連合においては、資格証明書の交付事務の開始は当面延期するとしている。</p> <p>⑥財政運営の都道府県単位化については、高齢者医療制度改革会議の後、国と地方で協議することになっているが、まだ議論が尽くされていないことから、今後国・府の動向を注視していく。なお、国庫負担の引き上げについては、市長会を通じて国に要望している。</p> <p>①介護保険料については、低所得者層への対策を含めて、次期事業計画の策定の中で検討していく。 市の負担分については、法定負担分を繰り入れいく。 保険料の減免制度については、現行の制度を維持していく。</p>

<p>②国に対し介護保険料の年金天引き(特別徴収)の強制をやめ納付方法については選択制とすることや国庫負担を大幅に引き上げるよう求めること。</p> <p>③介護給付費準備基金残高については、全額被保険者に還元すること。</p> <p>④入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。</p> <p>⑤国の法改正案にある「保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化」は、要支援者の保険給付を削減することにつながるものであり、法制化しないよう国に要望すること。また、制度化された場合でも実施しないこと。</p> <p>⑥介護サービス利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。施設利用者の食費・部屋代の低所得者軽減(補足給付)を改悪しないよう国に求めること。介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。</p> <p>⑦不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること</p> <p>⑧「大阪版権限移譲」に基づく事業者指定・指導監督権限の市町村丸投げに追随せず、大阪府に中止を求めること。</p> <p>⑨「地域包括ケア」を実現するために、自治体として責任を果たすこと。そのためにすべての日常生活圏域で悉皆調査の実施によるニーズの把握を行うこと。第5期介護保険事業計画策定あたりは、日常生活圏域ごとに住民・高齢者・利用者家族・事業者等の参加する「日常生活圏域部会」を設置し、住民参画を徹底すること。</p>	<p>②納付方法については、法令の定めに基づき処理していく。</p> <p>国庫負担については、介護保険特別会計が安定的に運営できるように適正な負担を求めていく。</p> <p>③介護給付費準備基金に残高が生じた場合は、次期保険料を見込むに当たり有効に活用していく。</p> <p>④実態調査結果を反映し、次期介護保険事業計画において、必要な施設・居住系サービスの整備に努めていく。</p> <p>⑤今後、介護予防のサービス低下をきたさないよう、取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>⑥利用料の軽減措置は、現行制度を維持、継続していく。</p> <p>⑦不当なサービス低下を招かないように運営していく。</p> <p>⑧「指定居宅サービス事業者の指定等」については、平成23年10月から、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、事務の移譲を受けられることとなっている。</p> <p>⑨地域包括ケアについては、次期介護保険事業計画の中で検討し、ニーズ把握は、サンプル調査により実施する。</p> <p>なお、日常生活圏域部会を設置する予定はないが、住民の参画は求めていく。</p>	<p>②高齢介護課</p> <p>③高齢介護課</p> <p>④高齢介護課</p> <p>⑤高齢介護課</p> <p>⑥高齢介護課</p> <p>⑦高齢介護課</p> <p>⑧高齢介護課 指導監査課</p> <p>⑨高齢介護課</p>
---	---	---

要 望 事 項	回 答
<p>⑩状態が悪化しているにもかかわらず「軽度」に認定されるなど、利用者の実態とかけ離れた要介護認定を改善するため、実態調査を行い改善措置を講じること。</p> <p><b>4. 生活保護について</b></p> <p>①生活保護の実施体制に関わって、「標準費」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。</p> <p>②申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布ください)。さらに申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。</p> <p>③通院のための移送費の認定について、平成22年3月12日付厚生労働省通知に基づき受給者に対して周知徹底を行うこと。</p> <p>④「休日、夜間等の福祉事務所や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。</p>	<p>⑩状態と介護の手間が一致しない面があるが、適正に要介護認定がなされるよう努めていく。</p> <p>⑪高齢介護課</p> <p>①現下の厳しい行財政状況のもと、市民サービスの向上と共に効率化、合理化といった内容は避けて通れない状況にあるが、適正配置となるように今後とも努力していく。</p> <p>②「生活保護のしおり」には、冒頭で生活保護は国民の生存権を保障する国の制度であることを、記載している。また、原理・原則、保護のしくみ、開始手続、保護を受けた場合の権利・義務などを詳述して作成しており、当面は改訂することは考えていない。また、市民の目に触れやすいように、常時カウンターの上に置くように配慮している。</p> <p>国の示す標準事務処理方式に基づき、保護の申請権又は受給権が保障されるよう努めている。相談者に対しては主訴及び生活困窮状況等を聴取し、法の趣旨等を十分に説明するよう相談業務を行っている。また、生活保護の申請意思を有する方には「申請書」を交付している中で、「申請書」を添付することは考えていない。</p> <p>また、申請時に違法な「助言指導書」は出していない。</p> <p>③通院移送費については、生活保護受給者の個別事情に配慮しながら、必要な治療を受けるための通院を阻害することのないように、通院の移送費を認定している。また、平成22年3月12日付厚生労働省通知については、担当ケースワーカーから受給者に周知を図っている。</p> <p>④医療機関の受診については、原則として医療券で対応しているが、休日、夜間等の緊急時に受診できるように、「生活保護受給者証」を交付している。</p> <p>⑤福祉政策課</p>

要 望 事 項	回 答
<p>⑤自動車保有がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。</p> <p>⑥実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自自治体は仕事場の確保すること</p> <p>5. 子育て支援・一人親家庭支援・子ども貧困解決にむけて</p> <p>①全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。</p> <p>②全国最低レベルの妊婦検診を全国平均(14回、85000円)なみの補助とすること</p> <p>③就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることに通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とすること。</p>	<p>⑤車の保有の可否については、生活保護制度に基づき、適正に判断している。</p> <p>⑥生活保護法に基づき、保護受給世帯の自立を助長できるよう、就労支援等を行っている。また、「自立支援プログラム」については、本人の意思を確認の上で参加していただいている。なお、生活保護受給者だけを対象とした仕事場の確保することについては考えていない。</p> <p>① 所得制限については、一定以上の所得者については、応分の負担をしてもらうという考えに基づき実施しており、これを廃止することは考えていない。また、一部自己負担金を負担することについては、受益と負担の適正化を図り、無理のない範囲で一定の負担をしてもらい、今後とも持続可能な制度とするため、大阪府が導入したものであり、府内共通の制度として、各市町村との整合性を図る上からも、一部自己負担金の導入は必要と考えており、これを廃止し、無料制度とすることは考えていない。</p> <p>対象者に関しては、平成23年11月1日から、通院及び入院に係る医療費の助成対象者を、小学校3年生まで引き上げたところであり、現在のところ、対象年齢の更なる拡大は考えていない。</p> <p>②毎年度公費負担を拡充しており、国庫補助が廃止されようとしている中ではあるが、今後とも研究課題と認識している。</p> <p>③就学援助の適用条件を課税所得でみる場合には、認定基準額の設定が複雑になることから、現状では困難である。</p> <p>学校申請とすることで学級担任が児童生徒に対して、よりきめ細やかな教育的配慮ができるものと考えている。</p> <p>前年度所得が参照可能となる時期が5月以降となり、また認定事務に要する時間を考えると、現在の支給時期を早めることは難しい状況であり、さらなる事務の効率化に努めていく。</p> <p>⑤福祉政策課 ⑥福祉政策課</p> <p>5 ①こども政策課</p> <p>②保健医療課 ③学務課</p>

要 望 事 項	回 答
<p>④全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること。</p> <p>⑤子宮けいがんワクチン・ヒブ(細菌性髄膜炎)ワクチン・新型インフルエンザワクチンを無料接種とすること。</p> <p>⑥ことにも関する諸施策について住民に周知し申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布すること。(懇談当日に配布ください)</p> <p><b>6. 障害者施策について</b></p> <p>①障害福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。また、支給決定の一人ひとりの生活実態や障害の状態を充分考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。</p> <p>②大阪府の重度障害者医療費助成制度が後退することのないよう府に強く働きかけるとともに、制度が見直されたとしても、市町村において制度の維持・拡充をはかること。</p> <p>③指定障害福祉サービスに関する認可等権限移譲を大阪府からうけるにあたって準備状況を明らかにすること。さらに準備が出来ない状況であれば受託はせず拒否すること。</p>	<p>④本市においては、中学校給食に代えて実施している、中学校ランチ事業の利便促進を図ることとしている。 完全給食の実施については、設備や維持経費等多額の財源が必要であり、また、その他の面でも様々な課題があると考えている。</p> <p>⑤子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン接種への国の財政支援については、平成23年度までとされている。制度を継続的なものとする、自己負担を設定している他の予防接種の負担割合等から自己負担額を決定しており、無料にする考えはない。新型インフルエンザは、平成23年4月1日以降、季節性インフルエンザに移行している。国会で予防接種法等改正案が継続審査中であり、インフルエンザもその対象の1つとなっているので、国の動向を踏まえ、適切に対応していく。</p> <p>⑥子育てに関する各種制度や行政サービス情報等を掲載した「子育てハンドブック(情報編)」を作成し、母子健康手帳の交付時等に配布している。</p> <p>①移動支援サービスについては、「移動支援事業Q&amp;A」を作成し、事業実施に際しての基本的な市の考え方を示している。必要なサービスと支給量の決定については、従前より個々の利用者の状態を勘案して決定している。</p> <p>②重度障害者医療助成制度については、事業の継続について大阪府に要望している。制度の見直しにつきましては、ワーキンググループで検討されているので、今後その動向を注視していく。</p> <p>③認可等事務の移譲時期に合わせて、移譲市町村対象の説明会への参加、個別相談、職員研修生の大阪府への派遣、事務処理マニュアルや規則等の整備、システムの導入の検討など大阪府の担当課と調整・連携を図りながら円滑な事務移譲に向けた取り組みを進めていく。</p>

## 支援物資一覧(茨木市)

### 大阪府取りまとめによる支援

支援先: 岩手県

品目	数量	支援日
紙おむつ(小児用)	3,000枚	3月19日発
ブルーシート	400枚	3月25日発
凝固式トイレ交換セット (1箱30セット=90回分)	260箱 (7,800セット:23,400回分)	//
簡易トイレ	25台	//
トイレ用目隠しテント	25台	//
サージカルマスク	40,000枚	//

### 特例市災害時相互応援協定に基づく支援

支援先: 茨城県水戸市

品目	数量	支援日
紙おむつ(小児用)	2,664枚	3月16日発
ブルーシート	100枚	//
トイレットペーパー	10,000巻	3月17日発
災害用備蓄水	2,520本	3月26日発



## 支援物資一覧(市民・企業)

支援先: 岩手産業文化センター

### 市民からの支援物資 (福祉文化会館等受付分)

品 目	数 量 (箱)				合 計 数量(箱)
	4月6日発	4月11日発	4月14日発	4月17日発	
紙おむつ	60	39	32	1	132
粉ミルク	10	15	4	0	29
哺乳びん	2	4	0	0	6
粉ミルク(アレルギー)	1	1	0	0	2
タオル	80	276	61	56	473
せっけん	55	56	20	0	131
紙おむつ(大人用)	80	108	57	6	251
トイレットペーパー	92	34	40	23	189
下着	103	47	24	4	178
ラップ	20	16	8	2	46
くつ下	35	30	18	19	102
歯ブラシ	15	51	5	0	71
生理用品	33	10	21	0	64
歯みがき粉	7	129	5	0	141
洗剤	60	49	32	0	141
合計	653	865	327	111	1,956

### 市内事業所等からの支援物資

品 目	数 量 (箱)			合 計
	4月11日発	4月14日発	4月17日発	
カップ麺	1,200食	<del>          </del>	<del>          </del>	1,200食
スポーツドリンク等飲料	744本	900本	<del>          </del>	1,644本
ジャム	300瓶	60瓶	<del>          </del>	360瓶
無洗米	<del>          </del>	500kg	<del>          </del>	500kg
餡の缶詰	<del>          </del>	1,440缶	<del>          </del>	1,440缶
メディカルテープ等	2箱	<del>          </del>	<del>          </del>	2箱
梱包用テープ	250個	<del>          </del>	<del>          </del>	250個
ダンボールシート	<del>          </del>	300枚	<del>          </del>	300枚
ダンボール箱	970枚	590枚	440枚	2,000枚

6月13日現在 避難者数:22世帯・47人

単身世帯	6
------	---

男性	未成年	12
	成人	15
女性	未成年	4
	成人	16
合計		47

未成年者の年齢別人数

年齢	0	3	4	5	6	7	9	12	15	合計
人数	2	1	1	5	2	1	2	1	1	16

就園・就学人数

学年等	保	幼	小1	小3	小4	中1	高1	合計
	2	5	3	1	1	1	1	14

市営住宅入居者

未成年者の年齢別人数

年齢	0	5	6	9	12	合計
人数	1	1	1	1	1	5

就園・就学人数

学年等	幼	小1	小4	中1	合計
	1	1	1	1	4

生活保護

申請・受給件数

申請件数	1
受給件数	1